

〔平 15. 2. 4〕
〔基礎小 23- 2〕

外形標準課税関係資料

法人事業税への外形標準課税の導入について

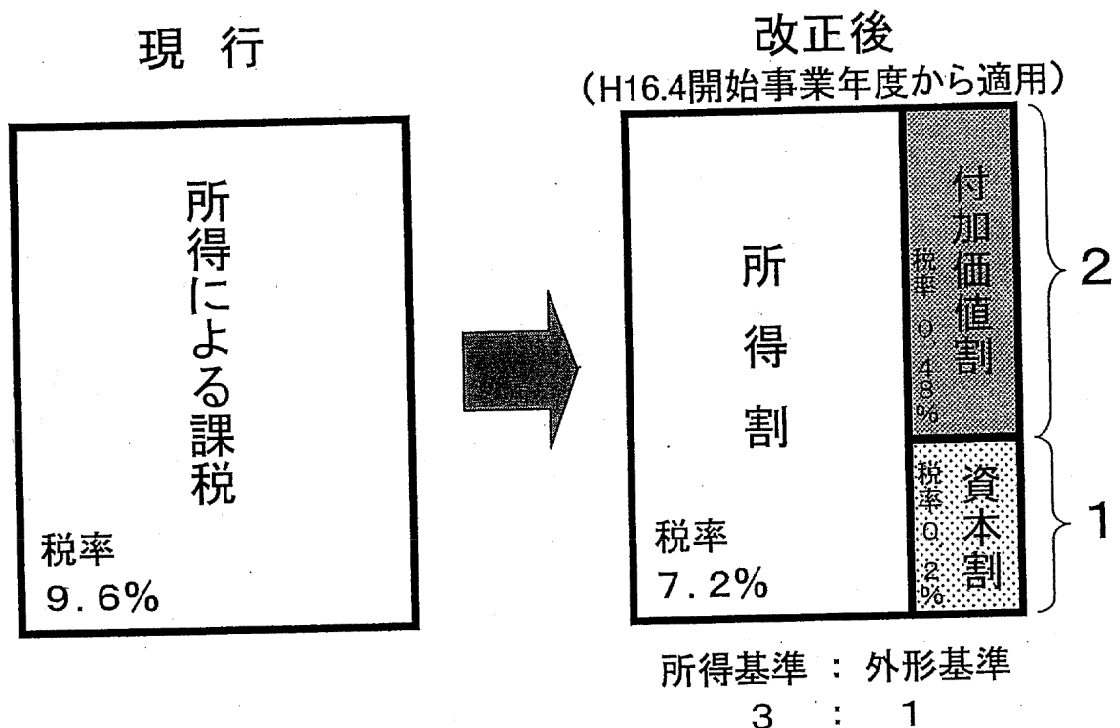
- 平成15年度税制改正案の概要 -

対象となるのは、資本金1億円を超える法人。

○ 全法人約246万社のうち、約3.1万社が対象。

4分の1(*)が外形標準課税、4分の3は所得課税。

* H3～H12の平均税収(大法人分)の4分の1(約5,100億円分)を外形化

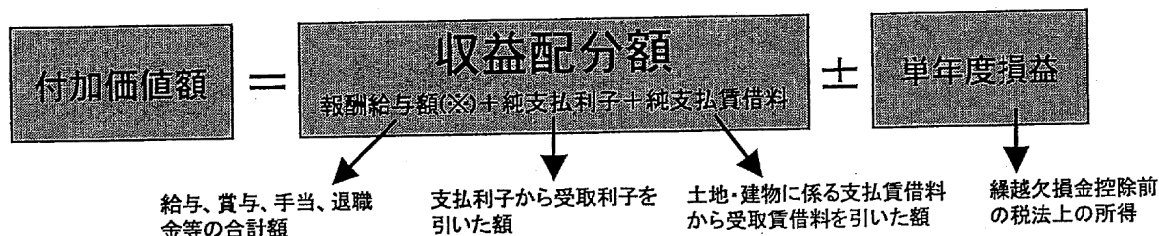


法人所得課税の実効税率(外形対象法人分)
 現行:40.87% ⇒ 外形導入後:39.54%

- ※ 付加価値割については、収益配分額に占める報酬給与額の割合が高い法人に対し、配慮措置を講じる。
- ※ 資本割については、資本等の金額が特に大きい法人に対し、配慮措置を講じる。

付加価値割・資本割の仕組み

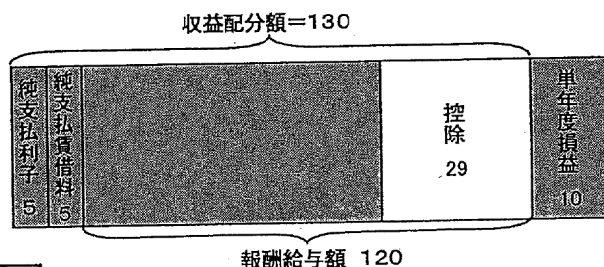
$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$



単年度損益に欠損金が生じた場合には収益配分額から控除

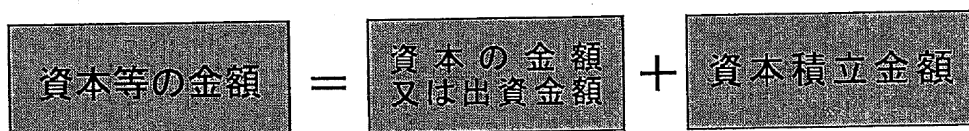
(参考)課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

※ 報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。

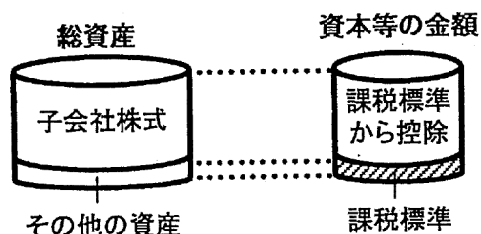


$$\text{付加価値額} = 111 = \{ \text{収益配分額}(130) - \text{雇用安定控除額}(29) \} + \text{単年度損益}(10)$$

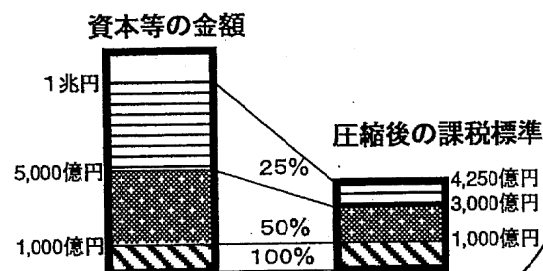
$$\text{資本割額} = \text{資本等の金額} \times 0.2\%$$



※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合を課税標準から控除。



※2 資本等の金額のうち1千億円を超える部分について割落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



赤字法人に対しては、最長6年間、徴収を猶予する制度を創設。

〔徴収猶予の対象〕

- 3年以上継続して欠損法人であって、地域経済・雇用等に与える影響が大きいと認められる場合
- 創業5年以内の欠損法人であって、その技術の高度性又は事業の新規性などが地域経済の発展に寄与すると見込まれる場合

地方税法第72条の19（条例により外形標準課税が導入できる特例）を改正。

- 今回制度化される外形標準課税の対象となる法人については、地方税法第72条の19の適用対象外とする。

（参考）

東京都や大阪府の銀行税は、地方税法第72条の19の規定に基づき条例化されたもの。

外形標準課税の具体的内容

1 外形標準課税の基本的な仕組み

(1) 対象法人

付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税の対象となる法人（以下「対象法人」という。）は、資本の金額又は出資金額（以下「資本金」という。）が1億円を超える法人（現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格のない社団等及び投資法人等を除く。）とする。

(2) 課税標準及び算定方法

対象法人に対し、所得割、付加価値割及び資本割の合算額によって法人事業税を課するものとする。

① 課税標準

所得割、付加価値割及び資本割の課税標準は、次のとおりとする。

- イ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得
- ロ 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- ハ 資本割 各事業年度の資本等の金額

② 課税標準の算定の方法

- イ 所得及び清算所得

所得及び清算所得の算定の方法は現行どおりとする。

- ロ 付加価値額

付加価値額は各事業年度ごとに算定するものとし、各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいう。）と各事業年度の単年度損益を合算することにより算定する。

(イ) 収益配分額

A 報酬給与額

各事業年度において事務所又は事業所の従業者等の労働に対して支

出されるべき報酬、給料、賃金、賞与及び退職給与並びにこれらの性質を有するもの（原則として法人税において損金の額に算入されたものに限る。）の金額を合計したものとする。

ただし、労働者派遣契約に基づき派遣労働者の派遣を受け、又は派遣を行う法人の報酬給与額については、次のように取り扱う。

a 派遣労働者の派遣を受ける法人については、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約の契約料（これに相当するものを含む。）のうち当該事業年度に係るものに75%を乗じた金額（bにおいて「みなし派遣給与額」という。）を報酬給与額に加えて得た金額を報酬給与額とみなす。

b 派遣労働者の派遣を行う法人については、報酬給与額から、当該派遣労働者に係る報酬給与額を限度としてみなし派遣給与額を控除して得た金額を報酬給与額とみなす。

B 純支払利子

各事業年度において支払うべき支払利子の合計額から、この合計額を限度として、各事業年度において支払いを受けるべき受取利子の合計額を控除したものとする。

C 純支払賃借料

各事業年度において支払うべき土地及び家屋に係る賃借料その他経済的な性質がこれに準ずるもの（当該土地及び家屋を使用しうる期間が継続して1月に満たない場合を除く。）の合計額から、この合計額を限度として、各事業年度において支払いを受けるべきこれらのものの合計額を控除したものとする。

D 収益配分額に係る雇用安定控除の特例

報酬給与額が収益配分額の70%相当額を超える場合には、当該超える額（雇用安定控除額）を収益配分額から控除する。

(ロ) 単年度損益

各事業年度の単年度損益は、欠損金の繰越控除を行わなかったものと

した場合における法人事業税の所得とする。

なお、各事業年度の単年度損益の計算において欠損金額が生じた場合には、当該欠損金額を収益配分額から控除する。

(ハ) 国外において事業を行う内国法人の付加価値額

国外において事業を行う内国法人の付加価値割の課税標準とすべき付加価値額は、国内所得に係る付加価値額とする。

ハ 資本等の金額

(イ) 資本等の金額

資本等の金額は、各事業年度ごとに算定するものとし、原則として、各事業年度終了の日における資本等の金額（資本金と資本積立金額の合計額をいう。）とする。

(ロ) 持株会社に係る特例

持株会社（発行済株式総数の50%を超える数の株式を直接又は間接に保有する子会社の株式の帳簿価額が、総資産の額の50%を超える法人をいう。）については、資本等の金額から、当該資本等の金額に総資産のうちに占める子会社株式の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を控除する。

(ハ) 資本等の金額が一定の金額を超える法人に係る特例

資本等の金額が1,000億円を超える法人については、1,000億円に、次に掲げる資本等の金額の区分に応じ、次に定める率を乗じて得た金額の合計額を加えた金額を資本割の課税標準とする。ただし、資本等の金額が1兆円を超える場合には、資本等の金額を1兆円とみなして計算するものとする。

A 1,000億円を超え、5,000億円以下の部分 50%

B 5,000億円を超え、1兆円以下の部分 25%

(ニ) 国外において事業を行う内国法人の資本等の金額

国外において事業を行う内国法人の資本割の課税標準とすべき資本等の金額は、資本等の金額に全世界所得に係る付加価値額のうちに占める国内所得に係る付加価値額の割合を乗じて得た金額とする。

(3) 税率

① 標準税率

所得割、付加価値割及び資本割に係る標準税率は、次のとおりとする。

	所得割		付加価値割	資本割
標準税率	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.2%	0.48%	0.2%
	所得のうち年400万円を超え、年800万円以下の金額	5.5%		
	所得のうち年400万円以下の金額	3.8%		

(注) 地方税法本則に規定する所得割の標準税率（恒久的な減税による負担軽減措置がないものとした場合の標準税率）は、所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得については8.6%、所得のうち年400万円を超え、年800万円以下の金額については6.6%、所得のうち年400万円以下の金額については4.4%となる。

② 制限税率

都道府県は、上記①の標準税率を超える税率で法人事業税を課する場合には、当該標準税率のそれぞれ1.2倍を超える税率で課することができない。

(4) 申告納付

① 中間申告納付

対象法人（事業年度の期間が6月を超える法人に限る。）は、前事業年度実績に基づく法人事業税額又は仮決算に基づく法人事業税額の申告納付を行うものとする。

② 確定申告納付

対象法人は、現行どおり、確定した決算に基づく法人事業税額の申告納付を行うものとする。

(5) 徴収猶予

① 徴収猶予の要件等

都道府県知事は、対象法人が次のイ又はロのいずれかに該当すると認める場合には、その申請に基づき、3年以内の期間を限り、当該法人の法人事業税に係る徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。この場合、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げない。

イ 当該事業年度を含む過去の事業年度において3年以上継続して欠損法人であって、地域経済・雇用等に与える影響が大きいと認められる場合

ロ 当該事業年度において欠損法人となっている創業5年以内の法人であって、その技術の高度性又は事業の新規性などが地域経済の発展に寄与すると見込まれる場合

② 徴収猶予の延長

徴収猶予した期間内にその猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その納期限からさらに3年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

③ 延滞金の免除

徴収猶予したときは、その延滞金のうち、当該猶予に係る期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額について免除する。

また、事業の状況により当該猶予に係る延滞金の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき等については、残りの延滞金についても納付が困難と認められるものを限度として免除することができる。

④ 徴収猶予の取消し

徴収猶予を受けた法人の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき等においては、その徴収の猶予を取り消し、徴収金を一時に徴収することができる。

(6) 更正及び決定

都道府県知事は、対象法人が申告書等を提出した場合において、その課税標準額等がその調査したところと異なるときはこれを更正し、申告書を提出しな

かった場合においては、その調査によって課税標準額等を決定する。

(7) その他

その他外形標準課税の実施に関し所要の措置を講ずる。

2 地方税法第72条の19（条例による外形標準課税の特例）の取扱い

対象法人については、地方税法第72条の19の適用対象外となるよう、本条を改正する。

3 適用期日

付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

4 その他

現在、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する。